

議案第 6 1 号

所沢市公共下水道事業分担金条例の一部を改正する条例制定について

所沢市公共下水道事業分担金条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

第 2 次市街化調整区域下水道整備計画に基づく前期計画（流域第 1 0 負担区）下水道整備事業の実施に係る下水道事業受益者負担金の単位負担金額の設定に伴い、公共下水道事業分担金の額を改定するため、所要の改正をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市公共下水道事業分担金条例の一部を改正する条例

所沢市公共下水道事業分担金条例（平成１４年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「１，１３０円」を「１，３５０円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の第４条の規定は、この条例の施行の日以後に下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２４条第１項の許可を受け、又は同法第４１条の規定による協議の完了する者から徴収する分担金について適用し、同日前に同法第２４条第１項の許可を受け、又は同法第４１条の規定による協議の完了した者から徴収する分担金については、なお従前の例による。